

令和4年度新規漁業者確保定着支援事業（短期漁業技術研修）実施要領

1 目的

新規漁業就業者の確保と定着を支援するために、漁業への就業を希望する者を対象に短期漁業技術研修を実施する。

2 研修対象者

千葉県での漁業就業を希望する者（以下、「研修生」とする。）とする。また、原則として既卒者を対象とする。

3 募集人数

3名程度（予算の範囲内）

4 研修内容等

研修は、実際の操業や水揚げ等の陸上作業等を行い、研修生が漁業就業者としての適性を自己判断できる内容とする。

（1）研修の時期等

要領制定の日から令和5年3月の間で、原則として連続5日間とする。

なお、研修日等の詳細な研修計画は、研修申込書の受付後、研修受入漁業者等と調整の上、研修実施の原則として1か月前までに決定して本人に連絡する。

（2）研修の場所

銚子・九十九里地域、夷隅地域、安房地域又は内湾地域

（3）研修の種類

まき網漁業、定置網漁業又は小型船漁業等から調整する。

5 参加費

参加費は徴収しない。ただし、研修生の研修先までの交通費、研修期間中の食費（宿泊を伴う場合はその費用含む）は、原則として研修生の負担とする。

6 参集・解散

現地集合・現地解散とする。

7 申込方法等

研修希望者は、別紙様式1の短期漁業技術研修参加申込書に必要事項を記入し、水産課に提出する。

8 受入決定通知

研修希望者が定員を上回った場合は、原則として先着順とし、別紙様式2により本人宛て通知する。

9 実施結果報告書

研修生は、研修終了日に、別紙様式3により、研修日誌及び実施結果報告書を研修実施地域を所管する水産事務所（又は水産課）に提出する。

10 安全推進

受入漁業者等は、研修期間中の事故等に対するため、賠償責任保険に加入する。

研修生は、研修期間中の事故等に対するため、傷害保険に加入する。

研修生並びに受入漁業者等は、法令に基づき乗船・操業中は救命胴衣等の着用を義務付けるなど、安全について十分に配慮する。

11 連絡先

(1) 千葉県農林水産部水産局水産課企画指導室

住 所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043-223-3041

(2) 銚子水産事務所 改良普及課

住 所：〒288-0001 銚子市川口町2-6385-439

電話番号：0479-22-8397

(3) 館山水産事務所 改良普及課

住 所：〒294-0045 館山市北条402-1

電話番号：0470-22-5761

(4) 勝浦水産事務所 改良普及課

住 所〒299-5225 勝浦市墨名815-12

電話番号：0470-73-0108

12 その他

(1) 県は、受入漁業者等に対して、予算の範囲内において、技術指導料、施設（漁船、漁具）の借上料の一部、研修生傷害保険料及び受入側賠償責任保険料に要する経費を負担するものとする。

(2) この要領に定めのない事項については、県及び関係者により協議の上、定めるものとする。